

生活福祉資金（小口生活資金）貸付のご案内

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

府民（大阪市民・堺市民を除く。）が、傷病、賃金の未払・遅配等を原因として一時的に著しい生活困窮に陥ったときに、その世帯に対し生活の改善・自立のために必要な資金を貸し付けます。

貸付対象

以下のすべてに該当する世帯です(原則として世帯主への貸し付けとなります。)

- ①大阪府下(大阪市民・堺市民を除く。)の当該市町村に3か月以上お住まいで、住民基本台帳(外国人の場合は外国人登録されている永住者・定住者に限る。)に記載され、現住所と住民票の住所が同じ世帯。
- ②次のいずれかの原因で、一時的に著しい生活困窮に陥っているか、その恐れがあり、生活維持のための資金が必要な世帯(借金返済に充てる場合は、貸付対象とはなりません。)
 - ①本人又は同一世帯員の傷病
 - ②生計中心者(原則として世帯主)の賃金の未払い、遅配等
- ③償還の見込みがある世帯
- ④貸付により生活の改善・世帯の経済的自立が見込める方

※生活福祉資金(離職者支援資金を含む。)や母子寡婦福祉資金などの公的な貸付を利用できる方は、この貸付を利用することはできません。

貸付条件

- ①貸付限度額 10万円以内の必要額(単身者世帯の生活資金は5万円以内。)
- ②償還期間 据置期間経過後20か月以内(据置期間2か月以内)
- ③金利等 無利子(連帯保証人は必要ありません。ただし借入申込者の償還能力や世帯状況によっては保証人を付けていただく場合もあります。)
- ④償還方法 一括又は元金均等月賦償還(金融機関の預金口座から口座振替します。)
- ⑤延滞利子 年10.75%(償還期限の翌日から支払日までの日数により計算します。)
※約定どおりにご返済ください。延滞しますと延滞金が加算されます。

借入申込手続き等

- ①相談窓口 居住地を担当する民生委員もしくは居住地の市町村社会福祉協議会
- ②申込方法 借入申込書、住民票、貸付の原因となる事実を証する書類などの必要書類(次ページに記載)及び民生委員意見書を用意して、居住地の市町村社会福祉協議会に申し込みます。
※必ずご本人であることを確認できる証明書等を提示してください。
- ③貸付決定 貸付の可否は、審査のうえ大阪府社会福祉協議会から郵送で通知します。
- ④貸付金の交付等 貸付金は、貸付決定通知の郵送後に大阪府社会福祉協議会と借受人が金銭消費貸借契約書(印鑑登録証明書を添付)を締結し、受理した後、借入申込者指定の金融機関預金口座へ振込みます。
※申込受付から貸付(金融機関への貸付金の振込)まで、概ね10日程度必要です。
※虚偽の申請をしたとき、他の目的に流用したときは、貸付金を一括償還していただきます。

必 要 書 類

- ①借入申込書（3部複写になっていますので3枚とも押印ください。）
- ②申込世帯全員の住民票（外国人は登録原票記載事項証明書）
- ③貸付の原因となる事実を証する書類（下表を参照ください。）
- ④申込金額の必要性を証する書類（ 同 ）

原因の区分	貸付の原因となる事実を証する書類の例示	申込額の必要性を証する書類例示
本人又は同一世帯員の傷病	<input type="checkbox"/> 医療費請求書(写)、領収書(写) <input type="checkbox"/> 診断書(写)、入院申込書(写)など <input type="checkbox"/> 医療費の領収書(写)及び所得の減少を証する書類(直近の給与明細又は給与振込の預金通帳(写)など)	<input type="checkbox"/> 医療費の領収書、請求書等 <input type="checkbox"/> その他申込金額の必要性を証する書類 例;医薬品、家賃・光熱費等の領収書(写)、見積書(写)等
生計中心者の賃金の未払い、遅配等	(勤労者) <input type="checkbox"/> 給与の未払、遅配等の事実を証する雇用主証明又は事実を証明する書類 例;雇用証明又は在職証明+最近3ヶ月程度の給与明細(写)、給与振込預金口座(写)等の収入の減少を証する書類 (自営業者等) <input type="checkbox"/> 所得減少の原因及びその事実を証明する書類 例;取引先の破産開始公告・破産決定通知・公告等、取引停止等に係る書類、その他事実を証する書類、契約先事業主の賃金証明、日雇労働被保険者手帳、日雇労働者健康保険被保険者手帳など	<input type="checkbox"/> 給与等の未払額、遅配額を証する書類及び必要額を証する書類 例;雇用主証明及び必要経費領収書、請求書又は見積書 家賃・光熱費等の領収書(写)・請求書(写)、経費見積書(写)等 ※領収書等の提出がないときは、ご希望の金額を添えない場合があります。

※上記の事実を証する提出書類が重複するときは、当該書類は一部でかまいません。

⑤所得の状況及び償還能力を証明する書類

次の①に掲げるいずれかの書類及び②に掲げるいずれかの書類

- ①府・市町村民税課税証明書・同領収書(写)、源泉徴収票(写)、給与明細書(複数月分)又は確定申告書(写)
- ②雇用を確認する事業主の雇用証明又は有効期限の明示された社員証書など

⑥民生委員意見書（担当地区の民生委員が借入申込者の相談を受け作成します。）

⑦金銭消費貸借契約書（印鑑証明書が必要です。） ※貸付決定後締結します。

◇貸付金の交付・償還は、借入申込者ご本人の金融機関預貯金口座への口座振込・振替となりますので、金融機関の通帳と届出印をご用意ください。[取扱：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、郵便局（資金の受領はできません。)]

【次の場合には貸付できません。】

◇この資金又は旧大阪府かけこみ緊急資金の貸し付けを受け償還が完了していない世帯

※非課税世帯の高齢者(65歳以上)の方が、傷病で一時的に困窮している場合、特例貸付制度があります。

くわしくは、「小口生活資金《特例貸付》のごあんない」を参照してください。

◇生活福祉資金の貸し付けを受け滞納している世帯

◇生活保護受給中の世帯

◇破産手続中、破産免責決定後5年を経過していない世帯

◇借金の返済に充てる場合

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 Tel 06-6762-9474 FAX 06-6767-1562